

令和6年5月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和6年5月10日（金）午後2時 田辺市文化交流センターたなべる 2階 大会議室
農業委員数19名

出席者18名

1番 山崎 清弘 2番 田中 輝勇 3番 鈴木 一弘 4番 中嶋 正行
5番 福島 隆 6番 更井 寛司 7番 谷本 喜久 8番 谷口 浩司
9番 坂本 隆英 10番 瀧川 裕司 11番 岡 潔 12番 玉置 伸
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者 15番 高田 幸安

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 3番 鈴木 一弘 4番 中嶋 正行

議長 皆さんこんにちは、我々農家には関係なかったんですけども、大型連休も過ぎて、これから農作業が忙しくなってくると思います。加えて、気温も高くなってくるので、体のケアに十分留意していただきたいと思います。先月、県の農業会議に出席した際に、県の今年度の重要施策について、簡単に説明を受けました。その中で、一点、皆様にもお伝えしたいことがあります。農地の担い手に対する助成なんですけども、従来、親元就農というのは、前にはあったんですけども、今はもう親元就農は国の補助金は助成はなしということになっているんですが、今回、新たに県の単独事業で、親元就農、それから経営継承をする、その場合に一経営当たり50万円の助成が出るということを聞きました。ただ、県の事業でありましても、実際の窓口は市町村になりますので、市町村はこれから予算措置を行うということです。その予算措置は、おそらく9月補正になると思われますが、担当に聞きましたら、まだ、県の細部の説明会も終わっていないようで、細かいことは分からないし、言えないんだという話だったんですけども、これから、説明会を経て資料を作って、提案していきたい。そういう風に言っておりましたんで、今後、早くても秋、10月以降になると思うんですけども、市の予算措置が整えば、市の担当課から市民の皆さんに発表があると思いますので、その辺り注意しておいていただきたいと思います。それでは、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定についての申出がありますので、併せて、事務局の説明をお願いします。

農振課 山崎 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、347㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和6年3月26日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、779㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和6年4月4日です。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,523㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は

〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のさつまいも、年間12,000円、持参払い、期間は令和6年6月1日から令和16年5月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、281㎡、他2筆、合計716㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のしそ、期間は令和6年6月1日から令和7年5月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、591㎡、他1筆、合計695㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻・野菜、期間は令和6年6月1日から令和8年5月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、892㎡、他3筆、合計2,256㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、全体で年間15,000円、持参払い、期間は令和6年6月1日から令和7年5月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、504㎡、他3筆、合計1,746㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年6月1日から令和16年5月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,167㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のぶどう、期間は令和6年6月1日から令和10年5月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,312㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の柑橘、年間30,000円、口座払い、期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、801㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の花弁、期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、5,102㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年6月1日から令和12年8月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,196㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柑橘、期間は令和6年6月1日から令和16年5月31日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,034㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,274㎡、他1筆、合計2,216㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、991㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、745㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、210㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、908㎡、他2筆、合計3,016㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和6年

6月1日から令和11年5月31日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,018㎡、他3筆、合計2,008㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日の新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、602㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日の新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、985㎡、他1筆、合計1,989㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和6年6月1日から令和16年5月31日の新規です。合計19件、35筆、31,325㎡、貸し手19名、借り手6名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。11番から19番まで異議ございません。

議 長 はい、以上19件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。山崎君、ありがとうございました。

(農振課 山崎退席)

議長

はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、15番高田幸安委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、3番鈴木一弘委員さん、4番中嶋正行委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

近藤 事務員

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は552㎡、他2筆、1、631㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は347㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は915㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は720㎡、他26筆、合計18,040㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は521㎡、他1筆、合計1,914㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は985㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は248㎡、他2筆、合計728.30㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は314㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は112㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上9件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。異議ございません。

議長
〇〇番 委員

はい、2番。

議長
〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議長

はい、3番。

〇〇番〇〇です。異議ございません。

はい、4番。

〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。この件は、義理の親子同士で、実際に耕作されている〇〇さんに贈与されるということですので、異議ございません。
議	長	はい、5番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。譲渡人の〇〇さんが、相続で取得したわけですが、実際は耕作はあまりされていないということで、隣接する〇〇さんの奥さんと話がまとまりまして、ご夫婦でしっかり管理していくとのことですので、異議ございません
議	長	はい、6番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、9番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。譲渡人と譲受人は親戚同士で、実際に耕作されている〇〇さんに贈与したもので異議ございません。
議	長	はい、議案第1号農地法第3条申請9件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	4ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,039㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅樽置場・梅干場、1,039㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和6年2月13日抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地ですので、第2種農地です。始末書が添付されておりますので内容を読み上げさせていただきます。当該地は、県道〇〇号〇〇〇〇線の拡幅工事の際、残土処分地として協力してほしいとの工事業者からの要望で、工事業者が盛土整地し、現在に至っています。このことについては誠に申し訳なく思っております。今後、このような事がないよう厳重に注意いたしますので、今回だけは、何卒寛大なるご配慮をお願いします。と譲渡人から提出されております。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は961㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅4棟、203.65㎡、通路・駐車場等、757.35㎡、合計961㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和5年6月19日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接しているため、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は346㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇

〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場、346㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和6年2月13日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接しているため、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員を代表して結果を報告します。調査日は令和6年5月8日（水）午前9時10分に〇〇〇〇に集合し、〇〇委員、事務局とともに5条3件の現地調査を行ってまいりました。それでは、5条申請について報告します。1番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約1.1kmの位置で、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、同意あり、西側が宅地と県道、南側が市道、北側が宅地となっています。水利同意は不要です。転用理由、選定理由は、譲渡人は相続により取得しましたが、農地の管理が困難となっていたところ、この度、譲受人との話がまとまり、梅樽置場及び梅干場用地に転用するものです。転用内容は、梅樽置場・梅干場、切土盛土はなし、排水等については、雨水は自然浸透とするとのことです。始末書も添付されておりますし、特に問題ないと思われます。2番、申請場所は〇〇〇〇より北西へ約200mの位置で、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が田と宅地、田は同意あり、西側が宅地と公衆用道路、南側が水路と保安林、北側が市道と用悪水路となっています。〇〇水利組合の同意があります。転用理由、選定理由は、譲渡人は高齢に伴い、農地の規模縮小を考えていたところ、この度、不動産業を営む譲受人との話がまとまり、分譲住宅用地に転用するものです。転用内容は、分譲住宅4棟、盛土70cmから1m、排水等については、合併処理後、雨水とともに新設道路側溝を経由し、北側用悪水路へ放流するとのことです。特に問題ないと思われます。3番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約400mの位置で、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、同意あり、西側が宅地と公衆用道路、南側が里道と山林、北側が山林と雑種地となっています。〇〇水利組合の同意があります。転用理由、選定理由は、譲渡人は農業従事者ではなく、農地の整理を考えていたところ、この度、譲受人との話がまとまり、資材置場用地に転用するものです。転用内容は、資材置場（鉄骨資材等）、整地のみ、排水等については、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題ないと思われます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番、3番について、異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第5条申請3件、異議なしとのことでございます。

		そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号 農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	6ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 662㎡、他1筆、合計2, 581㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和6年4月10日、価格は550万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上1件、ご報告申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それではあっせんの顛末についての報告をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。4月10日、買受人の〇〇さん宅で、〇〇さんと私を含む3人の委員とであっせんを行いました。売渡人と買受人は親戚にあたります。〇〇さんは若い方で、認定農業者として、地域の担い手として頑張っている方で、ちょうど経営の規模を拡大したいと考えていたところの話でしたので、とんとん拍子でまとまりました。若干、単価は高いですが、よく手入れの行き届いている畑でもありますので、あっせんに至りました。以上です。
議	長	只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。 (なしの声あり。)
議	長	ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	7ページをお願いします。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、961㎡、賃貸人は〇〇〇、(亡) 〇〇〇〇、相続人、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、(亡) 〇〇〇〇、相続人代表、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和5年11月23日です。以上1件、ご報告申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。 (なしの声あり。)
議	長	ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。4月の県の農業会議に提出致しました5条申請5件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。
松平	係長	(地域計画の旧町村についての方針について説明)
議	長	只今の説明でご理解いただけましたでしょうか。協議が必要であるならば、また、協議もできると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。では次。
松平	係長	(資材置場等目的での農地転用許可の取り扱いについて説明)
議	長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。委員さん方何かご

ございませんか。なければ本日はこれで閉会といたします。お忙しい中長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後 3 時 3 5 分終了